

# 第35回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

ページ

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1 懲戒処分の状況        | 1  |
| 2 任命権者別の重点取組の状況等 | 7  |
| 3 今後の重点取組        | 11 |
| 4 今後の取組の方向性      | 12 |
| 5 その他報告          | 13 |



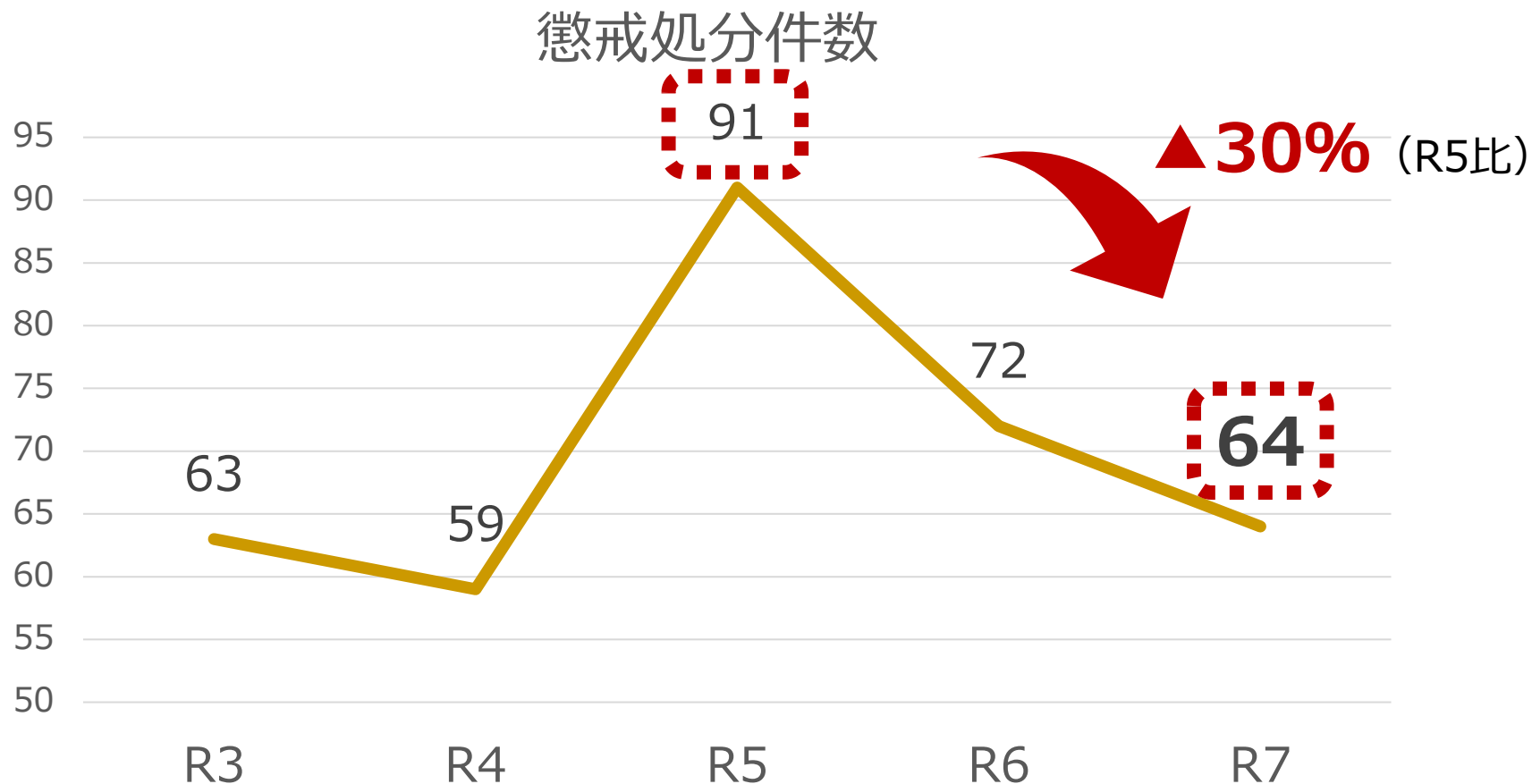
# 1 懲戒処分の状況 ～①件数の推移～

市長部局、水道局、消防局、市会・委員会を対象

期 間	処分件数
令和3年度（R3.4～R4.3）	63件※
令和4年度（R4.4～R5.3）	59件
令和5年度（R5.4～R6.3）	91件
令和6年度（R6.4～R7.3）	72件
令和7年度（R7.4～R8.3）	64件

※コロナ自粛要請下における職員の会食事案64件を除いた件数

# 1 懲戒処分状況 ～①件数の推移～



- 懲戒処分件数は令和5年度から2年連続で減少傾向  
(令和5年度比で約30%の減少)

# ○令和7年4月～令和8年3月 事案別・所属別・職種別の懲戒処分件数表

(単位：件数)

事 案	件数計	所 属 別			職 種 別						
		市長部局 等	(内数) 消防局	学校園	1・3号					2号	教員等
					課長 以上	課長 代理	係長	係員	(内数) 会計年度		
職務関連事案	42	26	3	16	5	1	2	12	5	6	16
私事上の事案等	22	13	4	9	1	0	3	3	0	3	9
合計	<b>64</b>	<b>39</b>	<b>7</b>	<b>25</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>18</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>25</b>

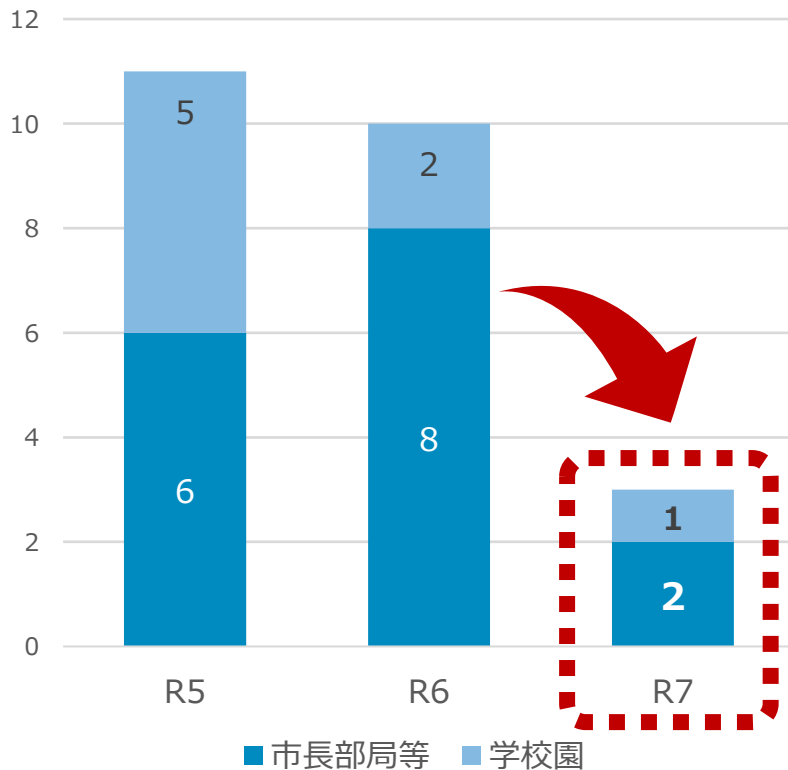
## ○令和5年度～令和7年度の事案別懲戒処分と比較

事 案		令和5年度	令和6年度	令和7年度	
職務関連 事 案	①	マイカー通勤	3	3	5
	②	不適正事務	10	2	3
	③	手当の不正受給	2	2	5
	④	職務専念義務違反・職務命令違反	10	8	10
	⑤	教職員による児童生徒への非違行為	15	8	5
	⑥	ハラスメント	4 (1)	7 (3)	6
	⑦	収賄等	0	1	2
	⑧	その他	17	18	6
		合計	61 (1)	49 (3)	42
私事上の 事案等	⑨	わいせつ行為 (のぞき、盗撮、痴漢等)	11 (2)	10 (1)	3 (1)
	⑩	傷害・暴行・器物損壊	5 (2)	4 (2)	7 (2)
	⑪	横領・窃盗等	7	4	4
	⑫	飲酒運転関係	0	1 (1)	6 (2)
	⑬	その他	7	4	2 (1)
		合計	30 (4)	23 (4)	22 (6)
総 計		91 (5)	72 (7)	64 (6)	

( ) は市長部局等における飲酒時の非違行為件数

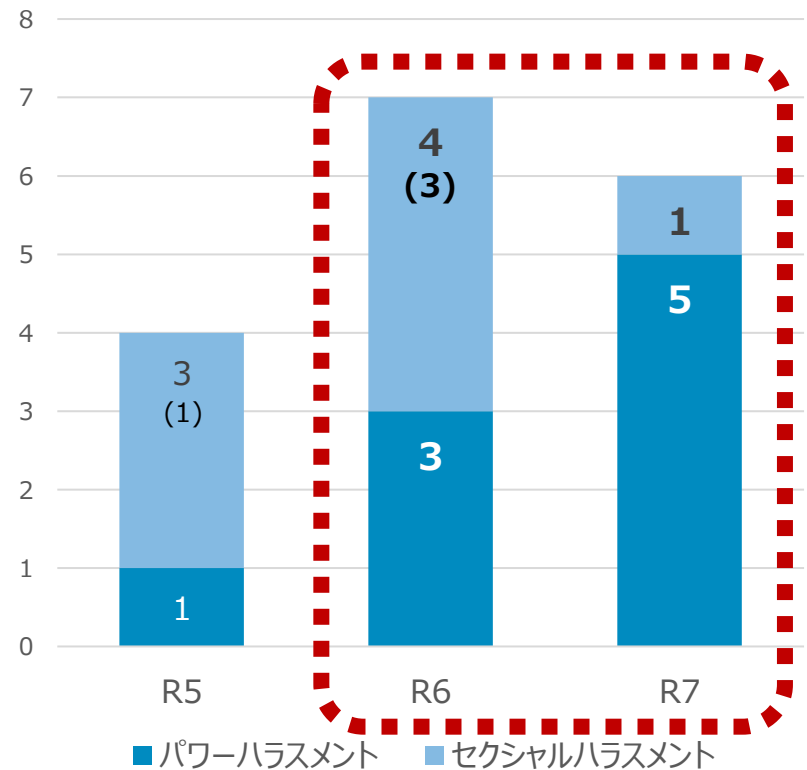
# 1 懲戒処分の状況 ～②懲戒処分の傾向～

➤ わいせつ事案（盗撮、痴漢等）が市長部局等及び学校園ともに減少



➤ 近年、ハラスメント事案が顕在化

- セクハラは減少しているが、パワハラは増加
- 飲酒による事案が減少

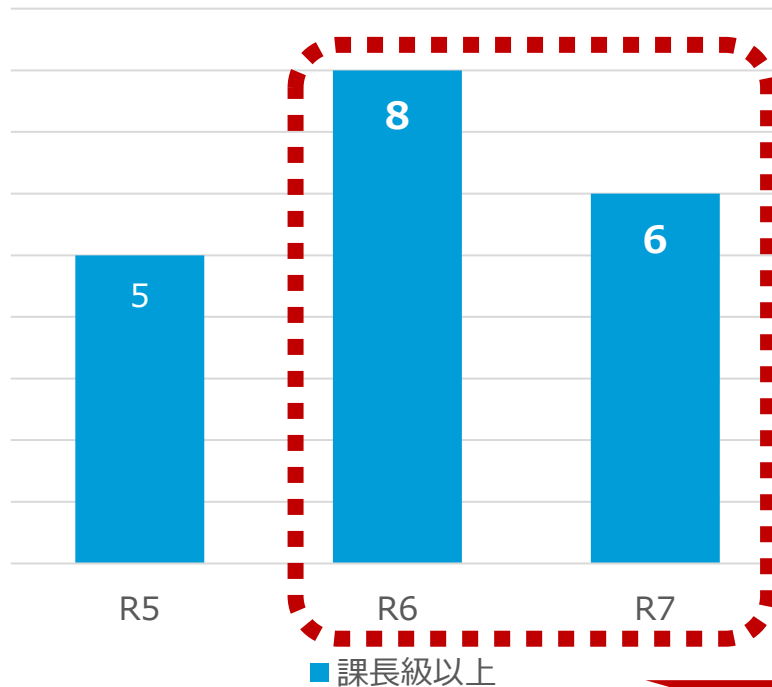


( ) は市長部局等における飲酒時の非違行為件数

# 1 懲戒処分の状況 ～②懲戒処分の傾向～

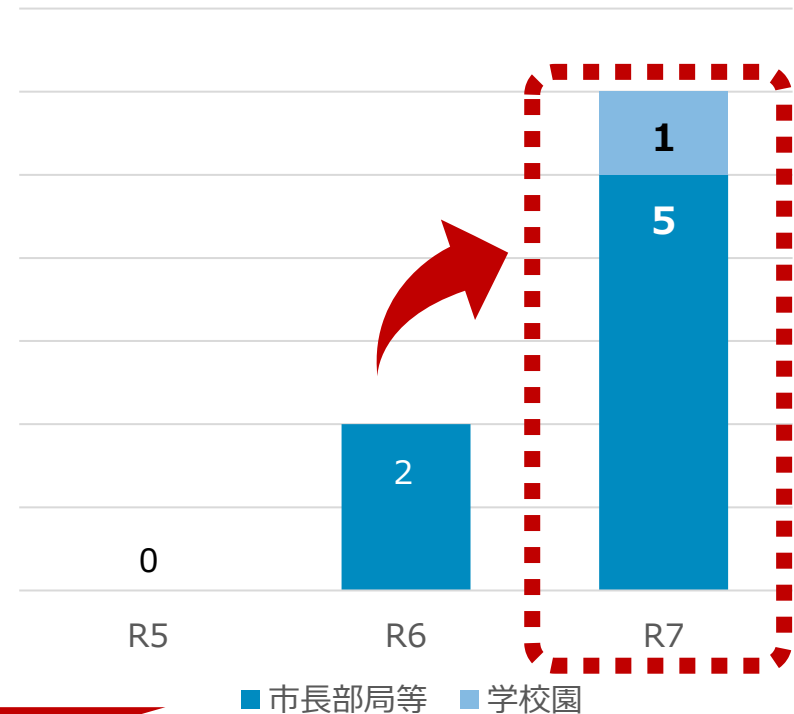
## ➤ 課長級以上職員による事案が多い傾向

- 課長級以上の懲戒処分件数が高止まりしている



## ➤ 会計年度任用職員による事案が増加

- 手当の不正受給事案が多い



引き続き重点取組を推進するとともに、組織マネジメント力の向上 及び 心理的安全性の高い職場形成 が必要

## 2 任命権者別の重点取組の状況等

・ **重点取組期間**：令和7年4月～令和8年3月

・ **重点取組事案**

【市長部局等】

① 飲酒時の非違行為

② ハラスメント事案

【学校園】

① 教職員による児童生徒に対する非違行為

② ハラスメント事案

任命権者	処分件数全体	重点取組①	重点取組②
市長部局等	39件（46）	6件（7）	6件（7）
学校園	25件（26）	5件（8）	0件（0）

（ ）は令和6年度の件数

## 2 任命権者別の重点取組の状況等

### 市長部局等（令和7年4月～令和8年3月）

#### ✓ サービス研修（eラーニング）において、重点取組事案の事例検討等を充実させ、さらなる意識啓発・周知徹底を図った

- ・冒頭に副市長のメッセージ動画を掲載した。
- ・ハラスメントについては啓発動画を引き続き活用するとともに、使用するコンテンツを見直し、理解促進を図った。
- ・新たなサービス規律上のリスクとなる犯罪・非違行為の情報（オンラインカジノ等）を追加した。

#### <令和7年度実施研修>

- ・サービス研修  
局部長級、課長・課長代理級、係長級以下の3つの階層別にそれぞれ8月～9月の間で実施
- ・新規採用者研修（4月、10月）、新任業務主任研修（6月）、中堅職員研修（11月）

## 2 任命権者別の重点取組の状況等

### 市長部局等（令和7年4月～令和8年3月）

#### ✓ 毎月、全職員に対してメールで注意喚起を実施

⇒ 服務規程違反につながり得る制度改正等のトピックス（自転車の交通違反等）の周知も併せて実施

【総務局よりお知らせです】令和8年1月の懲戒処分について

大阪市総務局人事部人事課（人事グループ）宛先 2026/02/12 (木) 13:19

返信 全員に返信 転送

他人事だと思っていないですか？  
小さな不祥事が大きな信用失墜に！  
日頃の言動を今一度振り返りましょう！

～ 職員のみなさま ～

■ □ 懲戒処分について □ ■

毎月、懲戒処分をホームページ及び庁内ポータルに掲載しています。

令和8年1月

項番	所属	概要	処分内容
----	----	----	------

#### ✓ 夏季、年末年始に重点取組事案を盛り込んだ綱紀保持の徹底についての通知を発出し、繰り返し啓発活動を実施

## 2 任命権者別の重点取組の状況等

### 学校園（令和7年4月～令和8年3月）

#### ✓ サービス研修における重点取組項目の周知徹底

- ・ 校長、教員、教員内定者、学校事務職員、給食調理員、管理作業員 など

#### ✓ サービス監察だよりの発行（6回）

- ・ 令和7年6月 サービス規律刷新PT会議の報告、サービス規律確保に向けた重点取組 など
- ・ 令和7年8月 体罰・暴言、暴力行為等防止の取組、児童生徒性暴力等防止の取組 など
- ・ 令和7年10月 ハラスメント防止の取組について など

#### ✓ 事務局職員による学校園への巡回監察（61箇所）

- ・ 新任校長の在籍する学校園など

#### ✓ サービス規律の確保に関する通知・通達の発出

- ・ 毎月、懲戒処分事案を踏まえた注意点等を示した通知文を発出
- ・ 他都市の教職員による児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教職員間グループで共有された事案をうけ、児童生徒性暴力等の防止等に関するサービス規律確保の徹底に関する通達を発出
- ・ 夏季期間や年末年始の時期に、法令等の遵守及びサービス規律の保持に関する通達を発出

#### ✓ サービス規律刷新及び人材育成手法の改善検討WGでの取組

- ・ WGで作成した研修素材「事例検討シート」を活用して全校園で研修実施

### 3 今後の重点取組

#### 重点取組事案（令和8年4月～）

任命権者	重点的に取り組む事案
市長部局等	① 飲酒時の非違行為 ② ハラスメント事案
学校園	① 教職員による児童生徒に対する非違行為 ② ハラスメント事案

#### 市長部局等

##### ① 飲酒時の非違行為

いまだ減少傾向とはいえ、気の緩みやすい飲酒時において、公務員としての自覚を一層促す必要があるため、**継続**とする。

##### ② ハラスメント事案

ハラスメント外部通報窓口の設置などにより相談・通報しやすい環境構築がなされている一方、パワーハラスメントによる処分事案が増加していることに鑑み、今後もハラスメントのない誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて、切れ目のない取組が必要不可欠であるため、**継続**とする。

#### 学校園

##### ① 教職員による児童生徒に対する非違行為

体罰・わいせつ行為等の非違行為が引き続き発生しており、安全・安心な教育環境を実現するためには取組が必要不可欠であるため、**継続**とする。

##### ② ハラスメント事案

教職員が互いに尊重し、支えあい、誇りをもって働くことができる職場環境の実現に向けて、切れ目のない取組が必要不可欠であるため、**継続**とする。

## 4 今後の取組の方向性

### ➤ 対面型とeラーニングを併用したサービス研修の実施

✓ 局長級を対象に、ハラスメント防止・心理的安全性の高い職場形成等に関する内容の対面型研修を実施

※パワーハラスメントの具体的事例を題材にしたロールプレイングやグループ討議、職場における自身の行動の振り返り等を予定

✓ 所属長マネジメントにより、eラーニングを活用して組織内の不祥事根絶に向けた意識の浸透を図る

### ➤ これまでの取組の継続実施

✓ 全職員向け注意喚起メールの工夫・改善

✓ 綱紀保持の徹底についての通知の発出

✓ ハラスメント外部通報窓口の更なる周知 など

# 5 その他報告

## 不祥事根絶に向けた取組（建設局）

### ◆発生事案

- 放置自転車対策業務における不適正事務
- 職員による差別発言事象

### ◆発生原因

- 業務マニュアルが不十分
- 技能職員への行政職員の関わり方が不十分
- コンプライアンスの認識不足
- 発言に至った背景等を調査中

### ◆取組内容

- 工営所業務刷新プロジェクトチームの立ち上げ及び組織風土改革を踏まえた再発防止策である「工営所再生プラン」を策定
  - ・業務フロー図の作成
  - ・業務プロセスへの行政職員の関与を明確化
  - ・業務研修の実施
  - ・対話による風通しの良い職場雰囲気醸成
- 所属内人権行政推進体制の点検・強化
  - ・人権問題研修を題材としたディスカッションを課単位で実施
  - ・ディスカッション結果について、部長級職員間での報告会を実施

## 5 その他報告

### 不祥事案の報告（経済戦略局）

#### ◆発生事案

前局長によるパワーハラスメント

（本件は、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第9条第1項の規定に基づき、改善を勧告されたものである。）

#### ◆発生原因

- ・パワーハラスメントに対する誤った認識
- ・前局長の言動に対して、何ら手を打つことなく放置し、あるいは、それを受容している組織風土

#### ◆勧告等の内容

組織としてパワーハラスメントを防止し、職場環境を改善する具体的かつ実効性のある措置の実施

- ・（勧告）職場環境に関するアンケート等の実施及びモニタリングの実施
- ・（意見）所属長に対する管理マネジメントの強化
- ・（意見）タイムマネジメントについて振り返り、改善されるとともに、効率的に会議を進められるようなスケジュール管理の実施

※「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第17条の規定により、当該事件の処理が終了するまでは、公表された情報以外は公開することはできない。

## 委員長（横山市長）メッセージ概要 【服務規律刷新PT（R8.4.28）】

- ・懲戒処分件数は減少しているものの、不祥事が1件でも発生すれば市民の信頼を損ない市政全般に影響することを肝に銘じ、公務員として服務規律の確保を徹底すること
- ・管理職、所属長は組織をマネジメントする立場として職責の重要性を自覚し、ハラスメント事案等を絶対に無くすという強い覚悟で取り組むこと
- ・日頃から対話と密なコミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりを進めるとともに、安心して働くことのできる職場環境の実現に努めること
- ・重点取組である飲酒時の非違行為について、勤務時間の内外を問わず大阪市職員としての立場を自覚し、高い倫理観をもって責任ある行動を徹底すること
- ・人権意識の徹底は社会人として当然であり、公務員はより高い水準が求められることを認識し、改めて各所属長のマネジメントのもと、人権意識を徹底すること
- ・市民の信頼の上に市政が成り立っていることを自覚し、全市一丸となって不祥事根絶に取り組むこと